

令和3年2月26日

北九州市監査委員 小林 一彦
同 廣瀬 隆明

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治（令和3年2月9日任期満了）、同 河田 圭一郎（同前）により行った。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている市民文化スポーツ局及び保健福祉局所管団体のうち、次の4団体を抽出し、令和元年度及び令和2年度（令和2年4月から同年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和2年6月30日現在、単位：千円）

補助金等交付団体 名称	補助金等名称	元年度 交付額	2年度 交付額	所管課
東アジア文化都市2020北九州実行委員会	東アジア文化都市2020北九州負担金ほか	154,114	60,000	市民文化スポーツ局 文化企画課
北九州市大規模国際大会等誘致委員会	大規模国際大会等誘致委員会負担金	129,976	68,210	市民文化スポーツ局 国際スポーツ大会推進室
社会福祉法人北九州市社会福祉協議会	地域生活支援活動推進事業補助金ほか	18,764	20,636	保健福祉局 地域福祉推進課
公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会	地域包括支援センター出向職員の委嘱に伴う負担金	105,998	28,663	保健福祉局 地域福祉推進課

※2年度交付額は、令和2年6月30日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている市民文化スポーツ局及び保健福祉局所管の指定管理者のうち、次の6団体を抽出し、令和元年度及び令和2年度（令和2年4月から同年6月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
中央興産株式会社	北九州市旧古河鉱業 若松ビル	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	市民文化スポーツ局 市民活動推進課
特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ	新門司球技場 新門司運動場 新門司庭球場	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	市民文化スポーツ局 スポーツ振興課
特定非営利活動法人I-D O (アイ・ディオ)	交通安全センター	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	市民文化スポーツ局 安全・安心都市整備課
北九州シニアネットワークアカデミー共同事業体 (構成団体) ・社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 ・特定非営利活動法人里山を考える会	年長者研修大学校周望学舎 年長者研修大学校穴生学舎 北九州穴生ドーム	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	保健福祉局長寿社会対策課
社会福祉法人北九州あゆみの会	北方ひまわり学園	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日	保健福祉局障害者支援課
社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	八幡東工芸舎	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日	保健福祉局障害者支援課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和2年7月9日から令和3年2月4日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(北九州市大規模国際大会等誘致委員会)

北九州市大規模国際大会等誘致委員会（以下「誘致委員会」という。）と公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会とのトレーニング機器の一括レンタル調達に関する覚書の締結において、契約者を誘致委員会ではなく市としていた。また、市の代表者名義を市長ではなく、国際スポーツ大会推進室長とし、個人名の決裁専用印を押印していた。さらに、当該覚書に基づき、支払い根拠が不明確なまま誘致委員会が賃借料を支払っていた。

誘致委員会規約では、会長が委員会を代表し、事務局を北九州市市

民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室内に置くとされている。また、誘致委員会事務局規程に基づき、国際スポーツ大会推進室長が事務局次長に指名されている。市と誘致委員会はそれぞれ独立した団体であり、市が事務局を兼務したとしても、覚書の締結は誘致委員会の代表者が行うべきであり、権利義務の所在を明らかにしなければならない。また、覚書に押印する代表者印は、誘致委員会事務局規程に定められた公印を使用しなければならない。

適正な事務処理をされたい。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。